2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　青森県青森市松森１－４－８　(47.50) (2)　青森県五所川原市大字飯詰字飯詰山国有林104へ１林小班　(564.88)	北緯40度49分13秒東経140度46分06秒の地点と北緯40度49分25秒東経140度41分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　岩手県盛岡市本宮５－２－25　(174.30) (2)　岩手県紫波郡紫波町土舘字馬の子119―31　(571.60)	北緯39度41分32秒東経141度07分17秒の地点と北緯39度41分04秒東経141度07分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　山形県山形市旅篭町２－５―12　(201.50) (2)　山形県山形市大字神尾字萩の倉624　(574.30)	北緯38度15分23秒東経140度20分19秒の地点と北緯38度14分20秒東経140度20分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　山形県山形市旅篭町２－５―12　(206.50) (2)　山形県新庄市大字金沢字杢蔵山国有林2072林班と１小班外２　(876.10)	北緯38度15分23秒東経140度20分19秒の地点と北緯38度19分09秒東経140度20分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字堂平1850　(882.00) (2)　埼玉県久喜市菖蒲町三箇3047―１　(53.70)	北緯36度00分08秒東経139度11分19秒の地点と北緯36度04分04秒東経139度37分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字堂平1850　(882.00) (2)　埼玉県久喜市菖蒲町三箇3047―１　(53.70)	北緯36度00分08秒東経139度11分19秒の地点と北緯36度04分14秒東経139度37分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　東京都墨田区押上１－１－２　(412.90) (2)　埼玉県久喜市菖蒲町三箇3047―１　(47.70)	北緯35度42分36秒東経139度48分38秒の地点と北緯36度03分31秒東経139度37分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　東京都墨田区押上１－１－２　(412.90) (2)　埼玉県久喜市菖蒲町三箇3047―１　(47.70)	北緯35度42分36秒東経139度48分38秒の地点と北緯36度03分39秒東経139度37分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　大阪府大阪市北区茶屋町17―１　(68.14) (2)　大阪府東大阪市山手町2027―１　(637.59)	北緯34度42分03秒東経135度32分34秒の地点と北緯34度42分30秒東経135度30分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　秋田県にかほ市象潟町小砂川字三崎１－３－内　(172.00) (2)　山形県鶴岡市熊出字仲台22―11　(135.00)	北緯39度06分59秒東経139度53分34秒の地点と北緯39度06分49秒東経139度53分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度06分33秒東経139度53分31秒の地点と北緯39度05分20秒東経139度53分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度05分06秒東経139度53分22秒の地点と北緯38度37分44秒東経139度50分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度37分39秒東経139度50分19秒の地点と北緯38度37分38秒東経139度50分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　青森県青森市新町２－３－１　(58.40) (2)　青森県東津軽郡外ヶ浜町字平舘石崎沢53―７　(68.20)	北緯40度49分31秒東経140度44分27秒の地点と北緯40度50分03秒東経140度44分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　宮城県仙台市青葉区本町３－８－１　(132.60) (2)　宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町４―17　(95.10)	北緯38度16分07秒東経140度52分19秒の地点と北緯38度16分40秒東経140度52分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　宮城県仙台市青葉区本町３－８－１　(134.60) (2)　宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉694―２　(249.00)	北緯38度16分07秒東経140度52分20秒の地点と北緯38度14分53秒東経140度49分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　大阪府大阪市中央区大手前３－１－43　(84.10) (2)　大阪府池田市東山町５－399　(349.50)	北緯34度41分04秒東経135度31分05秒の地点と北緯34度50分27秒東経135度26分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　大阪府大阪市中央区大手前３－１－43　(84.10) (2)　大阪府四條畷市大字清滝1347―２外　(348.40)	北緯34度41分04秒東経135度31分06秒の地点と北緯34度43分49秒東経135度39分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　大阪府大阪市中央区大手前３－１－43　(84.10) (2)　大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分1285―４　(943.40)	北緯34度41分04秒東経135度31分05秒の地点と北緯34度27分36秒東経135度40分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域